

## 我孫子市リサイクルセンター整備運営事業 場所水準書（案）に関する質問・意見の回答書

令和7年11月14日

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内 容	回 答	
1	質問	3	第1章	第3節	5		緑化率	「空地面積に対して15%以上」の基準となる面積は、工事用地の約14,200m <sup>2</sup> という理解でよろしいでしょうか。	「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」における対象範囲は、クリーンセンター及び工事用地となります。そのため、「空地面積に対して15%以上」の基準は上記の対象範囲を指します。詳細につきましては、「我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画（令和7年度3月改訂）」の17ページをご覧ください。 <a href="https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/keikauhoushin/kankyou/rc_plan.html">https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/keikauhoushin/kankyou/rc_plan.html</a>	
2	質問	3	第1章	第3節	5		緑化率	空地面積に対して15%以上とありますが、工事用地内の空地面積に対してでよろしいでしょうか。事業用地であれば、工事用地外の空地面積及び緑地面積をご教示願います。	空地面積につきましては、No.1をご覧ください。 工事用地外については、クリーンセンター整備時の対象範囲が該当し、その空地面積及び緑地面積は、以下のとおりです。 空地面積：4,939.00m <sup>2</sup> 緑地面積：821.83m <sup>2</sup>	
3	質問	4	第1章	第2節	7	2)	用水	「井水はクリーンセンターの使用に支障のない範囲でのみ使用可能とする。」との記載があります。具体的に使用可能な井水は何m <sup>3</sup> /日もしくは何m <sup>3</sup> /年と考えればよろしいでしょうか。	募集要項において示します。	
4	質問	4	第1章	第3節	7	1)	電気	…受電した電気又はクリーンセンターで発電した電気をクリーンセンター3階高圧・低圧電気室高圧配電盤より、リサイクルセンターに供給（最大 600 kW）する。とあります。クリーンセンター3階高圧・低圧電気室の位置がわかる図面やリサイクルセンターまでのルート図面等ありましたらいただけないでしょうか。	「我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画（令和7年度3月改訂）」をご覧ください。 <a href="https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/keikauhoushin/kankyou/rc_plan.html">https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/keikauhoushin/kankyou/rc_plan.html</a> 詳細は募集要項において示します。	
5	質問	4	第1章	第3節	7	2)	用水	井水の引込位置、水質、使用可能水量等をご教示ください。	「我孫子市リサイクルセンター整備詳細計画（令和7年度3月改訂）」をご覧ください。 <a href="https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/keikauhoushin/kankyou/rc_plan.html">https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/keikauhoushin/kankyou/rc_plan.html</a> 詳細は募集要項において示します。	
6	質問	6	第1章	第4節	2	1)	表3	ごみの概要	搬入されるプラスチック使用製品には、大部分 プラは含まれない（素材が100%プラスチックのもののみ搬入される）と考えて宜しいでしょうか。	分別基準はお見込みのとおりですが、当然不適物は混入するものとして計画ください。
7	質問	6	第1章	第4節	2	1)	表3	ごみの概要	搬入されるプラスチック使用製品の大きさは、1辺が50cm未満のもののみと考えて宜しいでしょうか。	分別基準はお見込みのとおりですが、当然不適物は混入するものとして計画ください。
8	質問	6	第1章	第4節	2	1)	表3	ごみの概要	スプレー缶に付属しているプラスチック製ノズル等については、取外されているものとして考えて宜しいでしょうか。	現状は取り外さずそのまま空き缶として処理、資源化委託を行っていますので、現状のままとします。
9	質問	7	第1章	第4節	2	2)	表4	計画ごみ質	金属ごみは材質ごとに分ける必要はありますか。	金属類の収集において材質ごとに分別はしていないため、分ける必要はありません。
10	質問	8	第1章	第4節	2	3)	表5	収集運搬体制	不燃ごみの回収荷姿に『不燃ごみの袋』とありますか。市の指定袋でしょうか。袋の仕様、サイズ等をご教示ください。	不燃ごみはバラで搬入されます。要求水準書を修正予定です。
11	質問	8	第1章	第4節	2	3)	表5	収集運搬体制	資源（空きびん類、空き缶類）の回収荷姿に『ステーション据付けの袋』とありますか。袋の仕様、サイズ等をご教示ください。	空きびん類のステーション備え付け袋の仕様等は以下のとおりです。 長さ：1,000mm以上 幅：600mm以上 材質：プラスチック系樹脂 重量：148g以上
12	質問	8	第1章	第4節	2	3)	表5	搬入条件	資源（廃食用油）の荷下ろしは現状どのように行っているのかご教示ください。	回収業者がポンプを用いて回収車両の容器からドラム缶へ廃食用油を入れています。
13	質問	9	第1章	第4節	2	3)	表6	搬入頻度	水曜日にふたつの地区からの搬入がありますが、搬入量は他の曜日と比べて変わらないと考えてよろしいでしょうか。	水曜日の収集地区は二つありますが、回収対象人口が二つの地区合わせても他の曜日よりも少なく、収集量が少ない状況です。 なお、月曜日の搬入量を1.0とした場合、他の曜日の搬入量割合（月曜日比、過去2年分平均）は以下のとおりです。 火曜日：0.85 水曜日：0.50 木曜日：0.90 金曜日：0.70

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答																																	
14	質問	9	第1章	第4節	2	3)	表6	搬入頻度	<p>各ごみごとの収集車両、直接搬入車両の通常時と繁忙時の搬入台数（1日当たり、1時間当たり）をご教示ください。</p> <p>通常時（令和6年6月10日）、繁忙時（令和6年12月27日）分の各車両台数は以下のとおりです。（収集日や天候により回収されない品目あります。）</p> <p>◆通常時 ◆繁忙時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステーション回収 不燃ごみ：11台 10台</li> <li>プラ : 11台 8台</li> <li>ペット : 8台 4台</li> <li>空きびん : 21台 12台</li> <li>空き缶 : 11台 8台</li> <li>剪定枝木 : なし なし</li> <li>金属 : 4台 6台</li> <li>廃食用油 : 2台 2台</li> <li>蛍光管 : 2台 2台</li> <li>乾電池 : 2台 2台</li> <li>古紙 : なし なし</li> <li>古織維 : なし なし</li> </ul> <p>直接搬入 不燃ごみ：62台 135台</p> <p>剪定枝木 : 17台 20台</p> <p>混種資源 : 22台 36台</p> <p>ごみ種ごとの時間当たりの台数については、時期、交通状況等により変動するため回答は容赦ください。なお、繁忙時の時間当たりの搬入台数はNo.18をご覧ください。</p>																																	
15	質問	11	第1章	第4節	4	表8		搬出入車両の仕様	<p>リサイクルセンターで使用する各搬出車両の荷台寸法をご教示ください。</p> <p>現時点での想定は以下のとおりですが、実際の車種は未定ですので余裕を持った計画してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">搬出使用車両</th> <th colspan="3">荷台容積</th> </tr> <tr> <th>長さ(m)</th> <th>幅(m)</th> <th>高さ(m)</th> <th>容積(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2t深ダンプ車</td> <td>3.000</td> <td>1.500</td> <td>0.900</td> <td>4.05</td> </tr> <tr> <td>10t深ダンプ車</td> <td>6.500</td> <td>2.250</td> <td>2.100</td> <td>30.71</td> </tr> <tr> <td>8t-ラック車</td> <td>5.300</td> <td>2.170</td> <td>0.400</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>4t平ボディ車</td> <td>6.200</td> <td>2.130</td> <td>0.395</td> <td>5.22</td> </tr> <tr> <td>4tバンカー車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>8.00</td> </tr> </tbody> </table>	搬出使用車両	荷台容積			長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	容積(m³)	2t深ダンプ車	3.000	1.500	0.900	4.05	10t深ダンプ車	6.500	2.250	2.100	30.71	8t-ラック車	5.300	2.170	0.400	4.60	4t平ボディ車	6.200	2.130	0.395	5.22	4tバンカー車	-	-	-	8.00
搬出使用車両	荷台容積																																									
	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	容積(m³)																																						
2t深ダンプ車	3.000	1.500	0.900	4.05																																						
10t深ダンプ車	6.500	2.250	2.100	30.71																																						
8t-ラック車	5.300	2.170	0.400	4.60																																						
4t平ボディ車	6.200	2.130	0.395	5.22																																						
4tバンカー車	-	-	-	8.00																																						
16	質問	11	第1章	第4節	4	表8		搬出入車両の仕様	<p>破碎可燃、可燃残渣の搬出車両を10tダンプ車に変更することは可能でしょうか。</p> <p>10tダンプ車は、他車両がプラットホーム、ランプウェイ内にいない時にのみクリーンセンターへ搬入可能となります。クリーンセンターへの搬入のタイミングに関し、他搬入車両がないこと、かつ、クリーンセンター運営事業者等と協議が整った場合については認めるものとします。</p>																																	
17	質問	11	第1章	第4節	4	表8		搬出入車両の仕様	<p>4t平ボディで搬出される食用油、小型二次電池の搬出時荷姿をご教示ください。</p> <p>食用油及び小型二次電池はドラム缶（200L）詰めです。</p>																																	
18	質問	12	第1章	第4節	5			稼働日数及び受入日時	<p>1日あたりの最大搬入台数日における時間毎の搬入台数が分かる計量データ等をご提供願います。</p> <p>令和6年度の搬入台数が一番多かったのは12月27日で、1日当たり267台となります。時間別の搬入台数は以下のとおりです。</p> <p>8：30～9：30 : 18台 9：30～10：30 : 33台 10：30～11：30 : 43台 11：30～13：00 : 13台 13：00～14：00 : 44台 14：00～15：00 : 45台 15：00～16：00 : 55台 16：00時以降 : 16台</p>																																	
19	質問	12	第1章	第4節	5	表9		稼働日数及び受入時間	<p>祝日は受入のみと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>御見込みのとおりですが、現状は祝日に受入以外に外部搬出を行なっています。引取業者との契約は「原則祝日搬出は認めないが協議による」とことなっています。</p> <p>引取業者との引取日程調整は運営事業者の所掌としており、引取業者と運営事業者の協議により祝日に搬出を行うことは問題ありません。</p> <p>運転に支障が生じないよう、運営事業者の責任において受入(受付、搬入管理等を含む)以外の運営業務を実施する場合は本市と協議のうえ本市の承諾を得るものとします。</p>																																	
20	質問	12	第1章	第4節	6			概略処理方法（参考）	<p>粗大ごみのうち、じゅうたん等の可燃性粗大ごみについて、ライン処理を行わず事前選別を行い、クリーンセンターで処理をしていただくことは可能でしょうか。</p> <p>じゅうたん等については、御見込みのとおりですが、クリーンセンターへの横持運搬はリサイクルセンターの運営事業者にて実施いただくなっています。また、可燃性粗大ごみのうち、家具等で木製以外のもの（金属、鏡、ガラス等）が多く付属しているもの、ムクノキ製等硬質な木材のものについては、クリーンセンターの前処理機での対応が困難なため、可燃性粗大ごみからの不燃物等の分別及び分別後の破碎はリサイクルセンターで行うこととなります。</p>																																	
21	質問	12	第1章	第4節	6			概略処理方法（参考）	<p>粗大ごみ及び不燃ごみから事前選別する資源物は「金属類」という認識で宜しいでしょうか。</p> <p>御見込みの通りですが、粗大ごみ（大型家具）の場合はガラス等の取り外し、不燃の場合はコードの切断、電池類の除去等も行うものとします。</p>																																	
22	質問	13	第1章	第4節	7	2)		破袋基準	<p>小袋単体も除外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>小袋単体も除外としますが、選別ラインで小袋破袋が必要となりますので、適切な仕様で設計・製作してください。</p>																																	

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内 容	回 答	
23	質問	16	第1章	第4節	12		資源回収及び省エネルギー	「クリーンセンターで発電した電気を使用するが、余剰電力による二酸化炭素削減量を最大化するよう‥」と記載がありますが、リサイクルセンターの全体電力の目標値があればご教示ください。	リサイクルセンターの全体電力の目標値は特に設けていません。可能な限り低減を図ってください。	
24	質問	21	第1章	第5節	11		関係官公庁への報告・届出	計画通知(建築確認申請)は民間の指定確認審査機関を利用してよろしいでしょうか	建築基準法の改正により、令和6年11月1日から建築主事を置く市町村が建築主となる場合の建築物について、指定確認検査機関による審査・検査等が可能となりましたが、民間の指定確認検査機関の利用可否については、事業者決定後、本市との協議によるものとします。	
25	質問	23	第2章	第1節	1	2)	計量棟	「新計量棟への移行はリサイクルセンター稼働前に行う。」とありますが、仮使用許可をとる必要はござりますでしょうか。工程が可能であれば、リサイクルセンター完成一検査済証受領→試運転期間中に新計量棟に移行(部分引渡し等)→旧計量棟の解体へ引渡し。とする計画も検討可能でしょうか。	計画建物は全て用途上不可分となり、既存計量棟がある場所も同一の計画敷地となるため、仮使用許可が必要です。また、既存計量棟の解体前に検査済証の交付は不可となり、以下の流れとなります。 リサイクルセンター仮使用認定→試運転期間中に新計量棟に移行→旧計量棟解体→完了検査済証→引き渡し 詳細な時期は指定検査機関または本市建築審査担当課との協議となります。	
26	質問	25	第2章	第1節	4	4)	周辺住民の対応	「周辺住民からの意見や苦情に対する対応を連携して行う。」とありますが、その対応内容が要求水準書の内容を大きく逸脱する場合については、追加対策費も含めて貴市と協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	御見込みの通りです。	
27	質問	27	第2章	第1節	5	5.1	2)	(4) 工事内訳書（数量及び単価根拠）	現状弊社ではRBIC2の導入を行っておらず、弊社既存様式での内訳書作成について協議させて頂くことは可能でしょうか。	RBIC2の使用は必須ではないこととしますが、工事内訳書については公共建築工事内訳書標準様式等に準ずるものとします。要求水準書を修正予定です。
28	質問	28	第2章	第1節	5	5.2	6)	(2) 電気工事責任者の選任	「本工事の電気工事の責任者（以下「電気工事責任者」という。）を選任する」と記載がありますが、外部機関（保安協会など）を選任しても宜しいでしょうか。	工事内容に対する説明、電気主任技術者等との協議に対して速やかかつ適当な対応ができる体制が確保できる場合において、外部機関からの選任を認めます。 詳細は募集要項で示します。
29	質問	31	第2章	第1節	5	5.3	4)	地中障害物	「本市が提示する地中障害物以外の存在が確認された場合は、その内容により本市と協議し、適切に処分する。」とありますが、それらの解体撤去処分費用についても協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	御見込みの通りです。
30	意見	41	第2章	第1節	9	9.2	表14	3 引渡性能試験の項目と方法	破碎寸法について、全量二次破碎するため、一次破碎の試験は不要と考えます。	要求水準書（案）のとおりとします。
31	意見	42	第2章	第1節	9	9.2	表14	5 引渡性能試験の項目と方法	選別能力プラスチックについて、供用後に製品プラと混合処理であれば、性能保証は処理能力だけにしていただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
32	質問	47	第2章	第2節	1	1.1	1)	歩廊・階段・点検床及び通路	リサイクルセンターでは、プラント機器にて閉塞があった場合、ごみを機外へ排出する作業が発生します。その際、グレーチングではごみが階下に落下しますので、チェックカーブレート主体、必要に応じグレーチングとしてもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
33	質問	50	第2章	第2節	1	1.7		水害対策	クリーンセンターでの水害対策をご教示ください。 また、止水シャッター、止水扉等を使用している場合、メーカー、型番等もご教示ください。	クリーンセンターでは、プラント設備に影響がある箇所は浸水深7.2mの大型止水扉、その他他の箇所は浸水深3mの止水シャッター・止水扉を採用しています。 メーカー型番等の提示はしませんが、リサイクルセンターにおいては、クリーンセンターと同様の水害対策を求めるものではありません。
34	質問	53	第2章	第2節	2.1	5)	(4)	ごみ計量機	「搬入・搬出量等の主要データは、有線でクリーンセンター中央制御室に設置のDCSメディアコンバーターと接続し」とあります、架空配線とするか、地下埋設配線とするかは事業者の提案としてもよろしいでしょうか。	事業者提案としますが、架空線とする場合、来場車両（緊急車両を含む）等の動線の支障のない計画とする必要があります。
35	質問	53	第2章	第2節	2.1	5)	(4)	ごみ計量機	上記架空配線が可能な場合、現計量機までの架空配線に用いている、柱を活用することは可能でしょうか。	既存の柱の利活用は事業者提案とします。ただし、旧クリーンセンター解体工事で、旧クリーンセンターのランプウェイ付近のITVカメラが取り付けられている柱（1本）は移設を行います。なお、移設先は未定です。
36	質問	53	第2章	第2節	2.1	5)	(5)	ごみ計量機	「セキュリティ強化のため車両ナンバー読取装置を設置し」とありますが、(1)にて「ごみ受入・計量システムについては、ICカード方式を基本とするが、車両ナンバー読取方式等の提案は可能とする。」との記載がございます。本項目で求められている車両ナンバー読取装置は、ごみ受入・計量システムに用いるためのものではないという理解でよろしいでしょうか。	御見込みの通りです。

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内 容	回 答	
37	質問	53	第2章	第2節	2. 1	5)	(5)	ごみ計量機	「セキュリティ強化のため車両ナンバー読取装置を設置し」とありますが、現施設でのセキュリティの問題点など、市様の懸念点をご教示願います。	不適物搬入車両、未払い車両、事故を起こした車両等を懸念しています。入札参加者の豊富な経験からその他の懸念事項を含めた対策となるような設備及び運営の提案を期待します。	
38	質問	53	第2章	第2節	2	2. 1	5)	(7)	特記事項	P115(5)にて計量棟は浸水対策条件から除外となるため、本項記載の条件についても除外とさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。水害対策には、水害時に速やかな復旧が可能な対策等も含まれます。入札参加者の豊富な経験から有効な対策提案を期待します。
39	質問	63	第2章	第2節	3	3. 4	1)	(5)	特記事項	(④…さらに二重室構造にする等、…とありますが、二重室とは破碎機室と前室との理解でよろしいでしょうか。	御見込みの通りです。
40	質問	63	第2章	第2節	3	3. 4	1)	(5)	特記事項	「⑤破碎機の振動及び軸受温度を検出し、中央制御室に警報を表示する」と記載がありますが、振動については、ごみ由来の振動、衝撃に大きく依存し警報の閾値設定の根拠も乏しく、評価基準を定めるのも困難な実情があります。なお、軸受温度についても油圧駆動機器の場合は、油温の警報にするなど、機器に応じた警報項目を提案することは可能でしょうか。	事業者提案とします。
41	質問	63	第2章	第2節	3	3. 4	1)	(5)	特記事項	「⑩現場操作盤には破碎機内部を確認できるモニターを設置する」と記載がありますが、小さいサイズのモニタを現場操作盤に組み込む、もしくは現場操作盤の最寄りにある程度大きいサイズのモニタを設置するなどフレキシブルな提案は可能でしょうか。	操作盤と一体型とする必要はありませんが、破碎機内部を目視(モニター)確認しながら操作できるようにしてください。
42	質問	68	第2章	第2節	3	3. 7	1)		可燃残渣貯留設備	容量は、運営事業者のクリーンセンターへの搬入計画に対し余裕を持った容量とする。とありますが、搬入計画をご提示いただけないでしょうか。	可燃残渣のクリーンセンターへの搬入は運営事業者の業務範囲となっています。事業者提案において計画する搬入計画に対して、余裕をもった貯留設備の容量としてください。
43	質問	69	第2章	第2節	3	3. 7	1)	(1)	パンカ方式の場合	(g)搬出計画に合わせた容量とする。とありますが、搬出計画をご提示いただけないでしょうか。	事業者提案において計画する搬入計画に対して、余裕をもった貯留設備の容量としてください。
44	質問	79	第2章	第2節	6	6. 1	4)	(4)	特記事項	搬入時びんが入っている袋は再利用することから、効率的に袋から取り出し、袋を回収したうえで処理を行えるよう効率的な投入計画を立てることあります。袋の仕様、構造等をご教示ください。	No. 11をご覧ください。
45	質問	79	第2章	第2節	6	6. 1	4)	(4)	特記事項	現状の投入方法についてご教示ください。	現在は人力で袋から取り出し、コンベヤに直接投入しています。
46	質問	79	第2章	第2節	6	6. 3			カレット選別装置	…自動色選別装置等が想定されるが、本施設に適切なものを提案する。とあります。搬入時のびんの割れ率、不適物の混入率等、機種選定に必要な情報をご提示ください。	割れ率、不適物の混入率は把握しておりません。なお、入札公告後現地説明会を実施する予定です。
47	質問	80	第2章	第2節	6	6. 3	4)	(4)	特記事項	不適物の移動計画は運営事業者の計画に合わせる。とあります。移動計画をご提示ください。	不適物の移動は運営事業者の業務となります。移動計画は民間事業者においてご検討ください。
48	質問	80	第2章	第2節	6	6. 3	4)	(5)	特記事項	「不適物として残ったもの」はびん残さ(割れくず)が大半を占めると予測されます。これらを含めて不燃残さととらえ、可能な場合、不燃残渣に合流させる計画として宜しいでしょうか。	御見込みの通りです。
49	質問	87	第2章	第2節	9	9. 3	5)	(5)	特記事項	ろ布交換後の使用済みろ布を可燃物として処分してよいという認識でよろしいでしょうか。	御見込みの通りです。
50	質問	93	第2章	第2節	12	12. 1	2)	(3)	工事条件	クリーンセンター電気室高圧配電盤への繋ぎ込み工事時期について、協議は可能でしょうか。(12月以降の受電では、以後の試運転等の期間が十分確保できない可能性があります)	繋ぎ込み工事は毎年12月の法定停電時のみとなります。当該箇所の工事のみ事前実施等、工事工程の工夫をしてください。
51	質問	93	第2章	第2節	12	12. 1	2)	(4)	工事条件	資料名ご教示ください。	募集要項において示します。
52	質問	94	第2章	第2節	12. 2	4)			電気室下部	「電気室下部には、十分な広さの配線処理室を設け、フリーアクセスフロアとする。」と記載がありますが、十分な広さの配線処理スペースを確保したフリーアクセスフロアという理解でよろしいでしょうか。	御見込みの通りです。
53	質問	110	第14章		15	1)	(1)		見学者	説明用ビデオをクリーンセンターで見た後に、リサイクルセンターを訪れると理解しますが、125ページには、玄関ホールの中に受付スペースの記載があります。リサイクルセンターのみを見学される方もいらっしゃることを前提に、整備をすべきでしょうか。市様の想定がありましたら、ご教示願います。	リサイクルセンターのみの見学者だけでなく、本市職員事務室もあるため、来場された方向けに受付スペースを設けるものとしています。

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内 容	回 答	
54	質問	111	第2章	第2節	14	14. 6	太陽光発電設備	「～必要な太陽光発電設備工事を行う」とあります、工事費概算算出のために、その必要な発電能力等、想定されていることをご教示願えませんでしょうか。	特に想定していることはありません。「我孫子市の公共施設における再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本方針」の主旨を踏まえ、水害や建屋強度等に十分配慮のうえ事業者にて検討ください。	
55	質問	113	第2章	第3節	1	1. 1	8)	造成工事	「クリーンセンターの地盤高さを踏まえ、建設予定地の盛土を行う」とありますが、建設予定地の現状のT.P.及び盛土後のT.P.をご教示願います。	建設予定地の現状は、おおよそTP+5.1m～TP+6.1m程度です。盛土後の地盤高は関係機関と協議のうえ、事業者が設計するものとなります。なお、クリーンセンターの設計GLは、TP+6.2mです。
56	質問	114	第2章	第3節	1	1. 1	8)	造成工事	宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法）内とありますが、当施設は”公共の用に供する施設”と考え適用除外されると考えてよろしいでしょうか。	適用除外ではありますが、宅地造成及び特定盛土等規制法に準じた盛土としてください。
57	質問	133	第2章	第3節	4	4. 4	2)	消防設備	消防水利施設（防火水槽）を設置するとあります、消防署とは協議済で設置が必須事項と考えてよろしいでしょうか。	消防とは協議済みであり必須事項になります。
58	質問	137	第2章	第3節	6	4)	解体・撤去工事	「石綿についてはみなし含有として解体工事計画を行い、解体時に調査を実施し、石綿が確認された場合は石綿障害予防規則等に従い適切に撤去を行う。」とありますが、概算工事費算出においても、石綿含有施設として解体工事費用を算出するという理解でよろしいでしょうか。	石綿含有施設としてください。	
59	質問	143		第2節	3	1)	有資格者の配置	「現場総括責任者の経験」とございますが、運営委託における現場総括責任者、運営所長の経験と理解してよろしいでしょうか。	御見込みの通りです。	
60	意見	144	第3章	第3節	2	3)	受付・計量・料金徴収・案内・指示	電子マネーやクレジットカード等による料金の支払いに係る手数料は、運営事業者が負担することになっていますが、事業者が負担する手数料が想定を超えるリスクがあること、運営事業者の業務は料金徴収の代行であることから、料金に含まれる手数料は市様の負担としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。	
61	質問	144	第3章	第3節	2	3)	受付・計量・料金徴収・案内・指示	電子マネーやクレジットカード等による料金支払いに係る手数料を想定するため、計量棟で支払われたごみ処理手数料の直近3年間の実績をご教示ください。	過去3年、計量棟で支払われたごみ処理手数料については以下のとおりです。 • 令和4年度 7,936件 13,336,510円 • 令和5年度 18,309件 20,349,334円 • 令和6年度 20,390件 27,864,295円	